

後期高齢者医療被保険者の皆さん

8月1日から保険証が「藤色」に変わります

新しい保険証が届きましたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、令和元年中の所得によって決まりますので、前回と割合が異なる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証（以下減額認定証）も被保険者証同様、8月以降は使用できなくなります。昨年度と同様に「世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）」の被保険者に該当する人で、既に減額認定証をお持ちの人については自動更新となり、被保険者証へ同封して送付するため、再度申請の必要はありません。

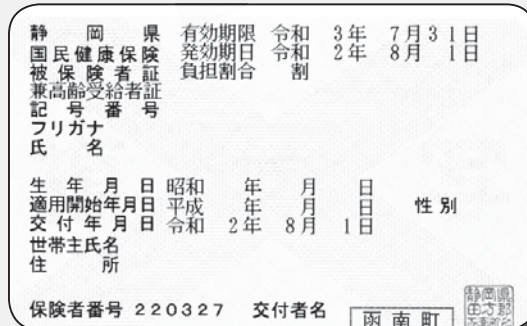
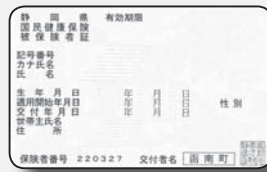
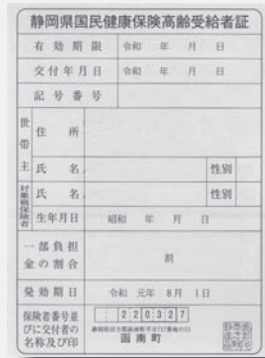
※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの方は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。



函南町国民健康保険被保険者の皆さん

8月1日から国民健康保険証が新しくなります

- 新しい保険証は「クリーム色」です
- 70歳～74歳の人には「保険証兼高齢受給者証」が交付されます



70歳以上の人には、今まで別々に交付されていた高齢受給者証と保険証が1つになった「保険証兼高齢受給者証」が交付されます。新しい保険証が届いたら、住所・氏名や医療費の「一部負担金の割合（2割、3割）」などをご確認ください。

この「一部負担金の割合」は、令和元年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。また、函南町ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進しています。「ジェネリック希望」シールを添付します。保険証に貼りご利用ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ／住民課（979-8111）

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和2・3年度の保険料率は、次のとおり改定されました。

●令和2・3年度の保険料率

区分	平成30年度・令和元年度	令和2・3年度
所得割額	7.85%	8.07%
均等割額	40,400円	42,100円

○年間保険料の計算方法（限度額64万円）

年間保険料＝「所得割額：（前年の総所得金額等－基礎控除額33万円）×8.07%」＋「均等割額：42,100円」

※100円未満の端数は切り捨てになります。

※令和3年度は、税制改正における個人所得課税の見直し（給与所得控除・公的年金等控除の基礎控除への振替など）に伴い、基礎控除額が変更になる予定です。

●賦課限度額の引き上げ

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

区分	平成30年度・令和元年度	令和2・3年度
賦課限度額	62万円	64万円

●均等割額軽減対象の拡大

均等割額の5割軽減および2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

区分	平成30年度・令和元年度	令和2・3年度
5割軽減	33万円＋28万円×被保険者数	33万円＋28万5千円×被保険者数
2割軽減	33万円＋51万円×被保険者数	33万円＋52万円×被保険者数

有効期限が過ぎた被保険者証・受給者証・減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます（個人情報漏れがないようご注意ください）。